



鳥取県公報

平成16年11月19日(金)
第7639号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の役員の就退任 (899) (西部総合事務所農林局) 1
	大規模小売店舗に関する新設の届出に対する意見書の提出 (900) (経済交流課) 1
	シルバー人材センターの住所及び指定に係る地域の変更 (901) (労働雇用課) 2
	種畜証明書の書換え交付 (902) (畜産課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (903) (森林保全課) 4
公 告	平成16年度鳥取県職員採用試験 (資格免許職) の実施 (人事委員会事務局任用課) 4
正 誤	平成16年 8 月27日付鳥取県告示第605号中訂正 8

告 示

鳥取県告示第899号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり西部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年11月19日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

退任した役員の氏名及び住所

理 事 棚 田 滋 米子市八幡372

平成15年 7 月30日退任

理 事 大 島 武 夫 西伯郡岸本町坂長843- 1

平成15年 8 月 2 日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 高 橋 和 明 米子市八幡239

” 中 曾 喬 至 西伯郡岸本町坂長847

平成16年 3 月29日就任 任期平成17年 5 月 9 日まで

鳥取県告示第900号

平成16年鳥取県告示第759号 (大規模小売店舗の新設の届出について) により告示した (仮称) マルイ車尾店に係る大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 5 条第 1 項の規定に基づく新設の届出について、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第 3 項の規定により次のとおりその概要を告示し、及

び縦覧に供する。

平成16年11月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 意見書を提出した市町村
米子市

2 米子市の意見の概要

(1) 店舗の設置場所の周辺に住宅地が形成されているため、店舗又は駐車場の利用客の自動車等が発する騒音及び深夜営業により店舗が発する光による被害が周辺に発生しないよう対策が必要である。

(2) 災害時において住民等に対して提供する生活物資（食品及び生活必需品）の調達に関して、米子市が当店舗との協定の締結を求める場合は、その要請に協力していただきたい。

3 縦覧に供する期間

平成16年11月19日から 1 月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目 1

米子市経済部商工課

鳥取県告示第901号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条の規定に基づき指定されたシルバー人材センターの住所及び指定に係る地域について次のとおり変更したので、告示する。

平成16年11月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	変更前後の別	住 所	指定に係る地域	変更年月日
社団法人南部 広域シルバー 人材センター	変更前	西伯郡西伯町大字法勝寺 170	西伯郡西伯町、会見町及び岸本町 並びに日野郡溝口町	平成16年11月11 日
	変更後	西伯郡南部町法勝寺170	西伯郡岸本町及び南部町並びに日 野郡溝口町	

鳥取県告示第902号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換え交付をした旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年11月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

種畜証明書番号	変更事由	変更後	変更前
平16鳥取県1第16号	種畜の飼養者の変更及び 名称の変更	東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良セン ター鳥取牧場	東伯郡赤碕町大字出上14 独立行政法人家畜改良セン ター鳥取牧場
平16鳥取県1第17号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第20号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第21号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第23号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第24号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第25号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第27号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第28号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第29号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第30号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第31号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第32号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第33号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第35号	〃	西伯郡南部町北方633 鳥取県中小家畜試験場	西伯郡西伯町大字絹屋108 鳥取県中小家畜試験場
平16鳥取県1第36号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第37号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第38号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第41号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第42号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第43号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第45号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第46号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第47号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第49号	〃	東伯郡琴浦町大字松谷606 鳥取県畜産試験場	東伯郡赤碕町大字松谷606 鳥取県畜産試験場
平16鳥取県1第50号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第51号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第52号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第53号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第54号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第55号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第56号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第57号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第58号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第59号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第60号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第61号	〃	〃	〃
平16鳥取県1第62号	〃	〃	〃

平16鳥取県 1 第63号	〃	〃	〃
平16鳥取県 1 第64号	〃	〃	〃
平16鳥取県 1 第65号	〃	〃	〃
平16鳥取県 1 第66号	〃	〃	〃
平16鳥取県 1 第67号	〃	〃	〃
平16鳥取県 1 第68号	〃	〃	〃
平16鳥取県 1 第69号	〃	〃	〃
平16鳥取県 1 第70号	〃	〃	〃
平16鳥取県 1 第71号	〃	〃	〃

鳥取県告示第903号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年11月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字測見字巻ノ谷912、912の1から912の9まで、913から915まで、915の1、916の1から916の22まで、917、917の1、918、918の1から918の3まで、919、920、920の1、921、921の1、922、922の1から922の18まで、924、924の1、925、925の1、925の3、925の4、926、926の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成17年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成16年11月19日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成16年度鳥取県職員採用試験（資格免許職）

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類		採用予定者数
獣医師		1名程度
保健師		1名程度
薬剤師		1名程度
船舶乗組員（通信士）		1名程度
職業訓練指導員	建築	1名程度
	OA事務	1名程度
物質工学技術（環境リサイクル）		1名程度

（注） 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

（1） 薬剤師

知事の事務部局等に勤務する医療職給料表（2）2級相当程度の職員の職

（2） 船舶乗組員（通信士）

知事の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

（3） （1）及び（2）に掲げる職以外の職

知事の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次に掲げる試験の種類に応じ、それぞれに定める給料月額のほか諸手当が支給される。

（1） 獣医師 190,200円

（2） 薬剤師 176,600円

（3） 船舶乗組員（通信士） 138,800円

（4） （1）から（3）までに掲げる職種以外のもの 170,700円

なお、平成17年3月31日までに採用された者には、原則として次に掲げる試験の種類に応じ、それぞれに定める給料月額（雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額）のほか諸手当が支給される。

（1） 獣医師 182,592円

（2） 薬剤師 169,536円

（3） 船舶乗組員（通信士） 133,248円

（4） （1）から（3）までに掲げる職種以外のもの 163,872円

5 受験資格

受験資格がある者は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

（1） 年齢要件は、次のとおりであること。

ア 職業訓練指導員 昭和39年4月2日以降に生まれた者

イ アに掲げる職種以外のもの 昭和44年4月2日以降に生まれた者

（2） 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に定める資格を有すること。

試験の種類	資 格
獣医師	獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師に係る免許を受けた者又は平成17年3月31日までに受ける見込みの者であること。
保健師	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条の規定による保健師に係る免許を受けた者又は平成17年4月30日までに受ける見込みの者であること。
薬剤師	薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条の規定による薬剤師に係る免許を受けた者又は平成17年5月31日までに受ける見込みの者であること。
船舶乗組員 （通信士）	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第4条第2項の規定による海技士（電子通信）に係る免許（同法第5条第1項第4号に規定する一級海技士（電子通信）から三級海技士（電子通信）までの資格に係るものに限る。）を受けた者又は平成17年3月31日までに受ける見込みの者であること。
職業訓練指導員 （建築）	職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に規定する建築科について、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第28条に規定する職業訓練指導員に係る免許（以下「職業訓練指導員免許」という。）を受けた者又は平成17年3月31日までに受ける見込みの者であること。
職業訓練指導員 （OA事務）	職業能力開発促進法施行規則別表第11に規定する事務科について、職業訓練指導員免許を受けた者又は平成17年3月31日までに受ける見込みの者であること。
物質工学技術 （環境リサイクル）	物質工学（無機材料化学に係るものに限る。以下同じ。）を専攻して大学を卒業した者若しくは平成17年3月31日までに卒業見込みの者又は物質工学を専攻して大学院を終了した者若しくは平成17年3月31日までに修了見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成17年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

(2) 試験の期日

平成16年12月19日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

7 第2次試験

(1) 試験種目

ア 論文試験又は作文試験

イ 面接試験

ウ 適性検査

(2) 試験の期日

平成17年1月31日（月）及び同年2月1日（火）

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟会議室 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成17年1月18日(火)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成17年2月16日(水)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成17年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5の(2)又は(3)に定める期日までにこれらに定める資格又は免許を取得し、又は受けることができなければ、この試験に合格しても採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込み書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出すること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成16年11月22日(月)から12月6日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

なお、郵送又は信書便による申込みは、平成16年12月6日(月)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

電話0857 - 26 - 7553) に行うこと。

- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

正 誤

平成16年8月27日付鳥取県告示第605号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 5

行 25から28まで

誤 昭和54年6月22日農林水産省告示第861号、昭和54年8月11日農林水産省告示第1145号、昭和55年12月18日農林水産省告示第1653号、昭和58年6月21日農林水産省告示第1010号、昭和59年1月17日農林水産省告示第93号、昭和63年4月16日農林水産省告示第474号、昭和63年11月14日農林水産省告示第1837号（以上国有林。次の図に示す部分に限る。）

正 昭和54年6月22日農林水産省告示第861号、昭和55年12月18日農林水産省告示第1653号、昭和58年6月21日農林水産省告示第1010号、昭和59年1月17日農林水産省告示第93号、昭和63年4月16日農林水産省告示第474号、昭和63年11月14日農林水産省告示第1837号（以上国有林。次の図に示す部分に限る。）